現場代理人の常駐義務の緩和措置について(平成31年4月改定)

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項(請負代金額の変更、契約の解除等を除く)を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来たさないよう工事現場への常駐(当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること)が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと市が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができることとなっております。この度、常駐義務の緩和に関する措置要件を改定しましたので、次のとおりお知らせします。

(「現場代理人取扱要領(以下「取扱要領」という。)」参照)

1. 兼任を認める対象工事について

取扱要領第5条関係

≪兼任を認める対象工事の追加≫

- (1) 工場製作の過程を含む工事の工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と 一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合(工場製作のみが行われている期間に 限る。)
- (2) 同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められる場合(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)
- 注)これらの要件を満たす工事であっても、安全管理上等の理由から兼任を認めない場合がありますので、ご注意く ださい。(特記仕様書に明示します。)

2. 適用年月日 取扱要領付則

平成31年4月1日以降に入札公告、指名又は見積書の徴取を行う契約(単価契約を除く)から適用 します。

≪問合せ先≫

西宮市総務局管財部契約課・工事契約チーム TEL: 0798-35-3405

